

倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年9月13日(水) 午前10時00分から午前10時30分

2 開催場所 倉敷市役所 5階 502会議室

3 出席委員 19人

会長 11番 花巻 修二 委員

会長代理 1番 難波 明朗 委員

委員

2番 吉田 幸夫 委員 4番 氏家 寿子 委員 5番 井上 保邦 委員

6番 阿部 省悟 委員 7番 諏訪 愿一 委員 8番 石井 守 委員

9番 菱川 修二 委員 10番 中野 恒夫 委員 12番 堀 幹宏 委員

14番 三宅 勝 委員 15番 大村 孝志 委員 16番 野口 國治 委員

18番 白神 博之 委員 19番 山本 義弘 委員 20番 平井 正敏 委員

23番 岩田 英明 委員 24番 小野 健児 委員

4 欠席委員 5人

3番 福武 勝行 委員 13番 中西 公仁 委員 17番 田邊 洋樹 委員

21番 矢野 秀典 委員 22番 難波 朋裕 委員

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

5番 井上 保邦 委員 9番 菱川 修二 委員 14番 三宅 勝 委員

16番 野口 國治 委員 19番 山本 義弘 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第6号 農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得面積（別段面積）の設定
について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法に係る農地利用集積円滑化事業規程の承認について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

報告第5号 農用地利用配分計画について

報告第6号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて

報告第7号 農地法第5条の規定による届出の取り止めについて

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局次長 佐々木 輝幸 事務局主幹 前田 一郎 事務局主任 中村 英樹

事務局主任 日下部 啓司 事務局主任 小山 八穂子 事務局主任 小野 政浩

事務局副主任 早乗 周治

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

事務局 佐々木 次長	<p>(開会 午前10時00分)</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから9月の総会を始めたいと思います。</p> <p>総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、花巻会長、議事進行をよろしく申し上げます。</p>
花巻会長 (以下 「議長」)	<p>ただ今から、平成29年9月の総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は 19名 です。在任委員24名の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。</p> <p>皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。倉敷市農業委員会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>それでは、議席番号(12)番 堀 幹宏(ほり みきひろ)委員と、議席番号(14)番 三宅 勝(みやけ まさる)委員に申し上げます。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の 佐々木 次長 と、小山 主任 を指名いたします。</p> <p>以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>続きまして、議案審議に入ります。議案書の1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 小山主任	<p>【 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明 】</p>

小山です。それでは説明させていただきます。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から2頁にかけて9件の申請がありました。

権利の種類の内訳は、所有権移転が7件、使用貸借権設定が2件となっております。

それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。

【議案第1号、1番から9番について調査票をもとに説明】

まず1番について、前回保留の案件でしたが、利用権解約等により許可要件を妨げる要因が解消され、玉島地区協議会で審議の結果、今回は異議なく許可となりました。

次に関連し合う4番、5番についてですが、いずれも申請農地になお確認を要するため、来月まで保留、また7番について、申請農地になお確認を要するため、関連する6番とともに来月まで保留とのことでした。

今回の案件につきまして、各地区協議会でご審議いただきました結果、4番から7番の4件が来月まで保留、1番から3番及び8番、9番の5件につきましては、調査票のとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、1番から9番までの9件のうち、4番、5番、6番、7番の4件は保留、残り1番から3番、及び8番9番の5件については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【 異議なしの声あり 】

議 長

異議なしということでございますので、議案第1号は、4番、5番、6番、7番の4件は保留、残り5件について、許可と決定いたします。

<p>事務局 早 乗 副主任</p> <p>議 長</p>	<p>次に、3頁をお開きください。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>【 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明 】</p> <p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、3頁に以前から保留となっている1件の申請がございます。</p> <p>お手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p>【議案第2号、1番について調査票をもとに朗読・説明】</p> <p>この案件についてですが、前月の総会で、不許可が相当との意見により、不許可の処分理由について岡山県に技術的助言を受ける必要があるため保留としていた案件です。</p> <p>岡山県備中県民局農村振興課からの助言では、処分理由について別紙「農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請の不許可処分について（通知）」の内容で問題ないとのことでした。</p> <p>このことについて、倉敷東地区協議会でご審議頂きましたが、処分理由に問題はなく、不許可意見とのことでした。</p> <p>なお、この件につきましては、申請の面積が3,000㎡を超えておりますので、倉敷市農業委員会総会の審議結果を、岡山県農業会議常設審議会に諮り、承認された後に手続きを進めることとなります。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明では、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」</p>
---------------------------------------	--

<p>各委員</p> <p>議 長</p>	<p>の1件については、不許可とし、岡山県農業会議 常設審議会に諮り、手続きを進めるとのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p> <p>【 異議なしの声あり 】</p> <p>異議なしということでございますので、議案第2号の1件は不許可とします。</p> <p>次に、4頁をお開きください。</p> <p>議案第3号 「農地法第5条の規定による許可申請について」です。</p> <p>4頁から5頁にかけて9件の案件がありますが、おそれいます、三宅 委員さんに関する案件があります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。</p> <p>(三宅委員 退席)</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 前田主幹</p>	<p>【 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明 】</p> <p>前田です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、4頁から5頁にかけて9件の申請がありました。</p> <p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p>【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】</p> <p>1番についてですが、申請人（譲受人）が難波敬治の個人名義であったため前回保留とした件です。前回の申請を平成29年8月22日付けで取り下げをし、同日</p>

付で申請人（譲受人）を株式会社サン・メタル 代表取締役 難波敬治として申請があったものです。

転用目的は従業員用の露天駐車場で許可は適当と考えます。

次に、2番と5番についてですが、それぞれ申請人（譲渡人）の所有地に違反転用があり申請代理人を通して是正指示をおこなっています。

このことについて、倉敷西及び倉敷南地区協議会でご審議いただきましたが、是正されるまで保留との意見でした。

3番、4番、及び6番から9番についてですが、特に問題はございませんでした。以上により、今回申請のありました9件について、2番と5番は保留、それ以外は許可意見とのことでした。

許可意見とされた7件について許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

また、許可意見されました7件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明がありました。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請については、2番及び5番の2件については保留、残り7件は許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【 異議なしの声あり 】

議 長

ご異議なしと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請については、2番及び5番は保留、残り7件は許可とします。

事務局、三宅 委員さんに入室するように伝えてください。

(入室)

三宅 委員さんに報告いたします。

議案第3号は、2番及び5番の2件については保留、残り7件は許可意見と決定しましたことを報告いたします。

続きまして、6頁をお開きください。

議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

おそれいります、

井上委員さん、菱川委員さん、野口委員さん、山本委員さん、
に關係する案件があります。

農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。

(井上委員、菱川委員、野口委員、山本委員 退席)

それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
小山主任

【 議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明 】

小山です。それでは説明させていただきます。

議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、6頁に8件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がございました。

利用権の種類の内訳は、賃貸借が4件、使用貸借が4件です。

また、利用期間の更新は5件で、新規は3件です。

今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地利用集積円滑化団体によるものが1件、その他は個人です。

面積は、農地利用集積円滑化団体による重複分を含めて18,260㎡です。

借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必

<p>議 長</p>	<p>要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。</p> <p>議案第4号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、8件とも承認が相当と判断します。</p> <p>なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。</p> <p>ご審議のほどよろしく、お願いいたします。</p> <p>事務局の説明では、議案第4号「農用地利用集積計画について」は6頁1番から8番までの、計8件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしということでございますので、議案第4号は、承認と決定いたします。</p> <p>事務局、4名の委員さんに入室するように伝えてください。</p> <p>(入室)</p> <p>退席されていた4名の委員さんに報告いたします。</p> <p>議案第4号は全件承認されましたことを報告いたします。</p> <p>続きまして、7頁をお開きください。</p> <p>議案第5号 「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」です。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 前田主幹</p>	<p>【議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についての説明】</p>

	<p>前田です。議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。</p> <p>7頁をご覧ください。玉島地区で1件の申請がありました。</p> <p>特例適用を受けようとする申請人の自宅の所在は玉島乙島で、玉島東中学校の南約150mに位置しており、相続人と被相続人は同居しておりました。</p> <p>申請農地は、自宅から東約300mおよび南東約300m離れた農地です。通作距離も問題なく、被相続人は生前農業経営を行っていたと判断されます。</p> <p>また、申請農地は、農業委員会の農家台帳上、耕作権の設定はありません。</p> <p>そして、相続人は相続税の申告期限までに相続等により取得した農地等で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局は承認が相当と判断しました。</p> <p>これらの調査内容について玉島地区協議会でご審議いただきましたが、特例の対象となる要件に該当するものとして、異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>議長 事務局から説明がありましたが、議案第5号については、承認とのことですが、ご異議ございませんか。</p> <p>各委員 【 異議なしの声あり 】</p> <p>議長 ご異議ないものと認め、議案第5号は、承認と致します。</p> <p>次に、8頁をお開きください。</p> <p>議案第6号「農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得面積(別段面積)の設定について」です。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>事務局 小山主任 【 議案第6号、農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得面積(別段面積)</p>
--	--

積) の設定について」の説明】

それでは説明させていただきます。

8頁をご覧ください。

議案第6号「農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得面積（別段の面積）の設定について」でございますが、農地の権利取得面積（別段の面積）とは、農地法3条の許可申請時の要件となる下限面積のことでございます。

平成21年12月施行の農地法改正により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、別段の面積を定め、農林水産省令の定めによりこれを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることになり、倉敷市でも昨年平成28年に「2015年農林業センサス」により市内一部区域において下限面積を引き下げました。

「農地法関係事務に係る処理基準について」（平成12年6月1日12構改B第404号・最終改正平成28年8月16日）により、農業委員会が別段の面積を定めようとする場合は、「農林業センサス」の調査結果等を活用することとなっており、今年度見直しを検討した結果、まず農林業センサスは5年ごとの調査であり、昨年変更した際に活用したものが最新で以降変更がないこと、次に前年と比較し遊休農地に実質上の大幅な増減もなかったことから、今年度は下限面積の変更を行わず、現行の下限面積を継続することと判断しました。

各地区協議会でご審議いただきましたが、現行どおりの下限面積を継続することで異議なく承認との事でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明では、議案第6号については、今年度は下限面積の変更を行わないとのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【 異議なしの声あり 】

議 長	<p>異議なしとのことですので、議案第6号は承認することとします。</p> <p>続きまして、9頁をご覧ください。</p> <p>議案第7号「農業経営基盤強化促進法に係る農地利用集積円滑化事業規程の承認について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 小山主任	<p>【議案第7号 「農業経営基盤強化促進法に係る農地利用集積円滑化事業規程の承認について」の説明】</p> <p>小山です。説明させていただきます。</p> <p>9頁をご覧ください。</p> <p>「議案第7号 農業経営基盤強化促進法に係る農地利用集積円滑化事業規程の承認について」でございますが、3件の農地利用集積円滑化事業規程の変更承認申請が農林水産課に提出されました。</p> <p>その内容は農地利用集積円滑化団体である、一般財団法人 倉敷市船穂農業公社、岡山西農業協同組合、倉敷かさや農業協同組合より、農業経営基盤強化促進法第11条の12第1項の規程に基づき、「農地利用集積円滑化事業規程」の変更承認申請が倉敷市農林水産課にあり、農業委員会の決定を求めるものです。</p> <p>各々の団体から提出されました円滑化事業規程改正案の新旧対照表及び変更後の農用地利用集積円滑化事業規程は、10頁から添付しておりますのでご参照ください。</p> <p>なお、今回の事業規程の変更は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴うものであり、「県農業会議」を「県知事の認定を受けた農業委員会ネットワーク機構」に変更することが目的です。</p> <p>このことについて、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>

議 長	事務局から説明がありました。議案第7号については、承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。
各委員	【 異議なしの声あり 】
議 長	ご異議ないものと認め、議案第7号は承認と致します。 以上で審議案件は終了しました。
	ここからは、報告案件です。 24頁、報告第1号から39頁、報告第7号までを一括して事務局に説明を求めます。
事務局 日下部 主 任	【 報告第1号から第7号について説明 】
	24頁をお開きください。 報告第1号 「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、24頁から27頁にかけて18件の届出がありました。 本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。
	次に28頁をお開きください。 報告第2号 「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、28頁に7件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。
	次に29頁をお開きください。 報告第3号 「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、29頁から35頁にかけて54件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に36頁をお開きください。

報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが36頁に8件の通知が農業委員会に提出されました。

以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。

次に37頁をお開きください。

報告第5号「農用地利用配分計画について」でございますが、37頁に2件の利用配分計画が岡山県知事により認可されました。こちらは、農地中間管理機構である公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が、平成29年7月25日付けで農地中間管理権を取得した農地において、借り手との賃借権が設定されたものです。

次に38頁をお開きください。

報告第6号「農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて」でございますが、38頁に1件の取り下げ届が農業委員会に提出されました。

次に39頁をお開きください。

報告第7号「農地法第5条の規定による届出の取り止めについて」でございますが、39頁に3件の取り止め届が農業委員会に提出されました。

報告案件については以上です。

ご確認のうえ、ご承認をお願いします。

議長

ただいまの事務局の説明について、なにかご質問がありますか。

各委員

【 質問なしの声あり 】

議長

ご質問がないようですので、報告第1号から報告第7号についてはすべて確認、了承いただきました。

事務局
佐々木
次 長

ありがとうございました。

以上で、予定の議案はすべて審議が終わりました。

事務局から何かありますか。

農地利用最適化推進委員の選任について報告をいたします。

先日、各地区協議会において、ご報告させていただきましたとおり、玉島地区の農地利用最適化推進委員 野田 悦男さんがお亡くなりになったことで、推進委員が1名欠員となっております。

このことにつきまして、玉島地区協議会で話をさせていただいたところ、今年の4月に新たに任期が始まったばかりであり、今後1名減の状態で開催を行うことは、誰かが野田さんが担当していた地区を担当して行かねばならないことになり、負担をかけることになるため、補充することが好ましいということになりました。

今後、倉敷市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則に基づいて、新たに1名の推進委員を公募し、選任して行くという手続きを行います。

現在の予定では、広報くらしき12月号に募集記事を掲載し、12月1日から28日までを募集期間とし、その後 評価委員会を開催して決定をして行くという運びになります。

農業委員の皆様には、ご承知おきいただきたく、ご報告をいたしました。

最後に、次回の総会の案内です。

10月の総会は 10月11日（水）です。

時間は午前10時から、場所は 今回と同じです。

5階 502会議室です。

ご出席をよろしく申し上げます。

報告・連絡事項は以上です。

議 長

皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。

皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。

次回総会は先ほど事務局から案内があったとお10月11日（水）です。

ご出席のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、これにて散会いたします。

(閉会 午前10時30分)

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

平成29年9月13日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員